

手続開始の公示

平成31年3月25日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 東北支社 北上管理事務所長 道上 義仁

下記のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件簡易型公募プロポーザル方式は、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布する見積者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、別添『手続開始公示説明書』に記載のとおり実施します。

記

第1 調達手続の概要

- | | |
|----------------|--|
| 1-1. 契約件名（業務名） | 平成30年度 北上管理事務所管内橋梁特定更新工事施工管理業務 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 東北支社
北上管理事務所長 道上 義仁 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 東北支社
北上管理事務所 総務
(住 所) 〒024-0072 岩手県北上市北鬼柳 16-73-2
(電話番号) 0197-77-2131 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 1-5. 見積の方法 | 持参 … 記1-8(1)②に示す手続開始公示説明書8-1、8-2を参照のこと |
| 1-6. 契約保証 | 必要 … 見積者に対する指示書[15]を参照のこと |
| 1-7. 契約書の作成 | 必要 … 見積者に対する指示書[16]を参照のこと |
| 1-8. 契約図書 | |

(1) 本件業務委託契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件簡易公募型プロポーザル方式による競争に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①手続開始の公示（本書）

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

②手続開始公示説明書（以下「説明書」という。）

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

③標準契約書案

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

④見積者に対する指示書（以下「指示書」という。）

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

⑤共通仕様書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

⑥特記仕様書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

⑦金抜設計書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

⑧参加表明書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

⑨見積書

指示書様式 1

- (2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

配布期間 平成31年3月25日(月)～平成31年4月12日(金)

第2 業務概要

2-1. 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務場所 | 岩手県北上市北鬼柳 16-73-2(北上管理事務所内) |
| (2) 業務内容 | 本業務は、北上管理事務所が管理する一関 I C～花巻 I C間の橋梁の特定更新事業(床版取替)に係る土木施工管理業務である。 |
| (3) 履行期間 | 平成31年7月1日から平成32年3月31日 |

第3 競争参加資格

3-1. 競争参加資格

本件簡易公募型プロポーザル方式にかかる競争に参加するためには、次に示す事項をすべて満たし、かつ、契約責任者による競争参加資格確認の結果、競争参加資格を有すると認められる必要がある。

このため、参加希望者は、説明書 4 の定めに従い、契約責任者へ参加表明書を提出する必要がある。

- (1) 審査基準日(説明書 4-1(2)1)に示す参加表明書の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条(指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日において、業種区分「土木施工管理」にかかる平成29・30年度調査等競争参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。)
- (4) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本の競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)に基づき、NEXCO 東日本から「地域2(東北支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記2)に示す工事若しくは調査等の受注者、当該工事若しくは調査等の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該工事若しくは調査等の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - 1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者をいう。
 - イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
 - 2) 工事若しくは調査等の名称及び受注者名
 - ・本件業務に関連する工事・調査等は存在しない
- (6) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、本件公募型プロポーザル方式に係る競争に参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること
は、指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するも
のではないことに留意すること。

1)資本関係

以下のイ)又はロ)に該当する二者の場合。

- イ) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等
(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2)人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、イ)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をい
う。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- イ) 一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)が、他方の会
社等の役員を現に兼ねている場合
- ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。
以下同じ。)を現に兼ねている場合
- ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- ①株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)
- ②持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員
- ③組合の理事
- ④①から③に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

3)その他見積の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記1)
又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 審査基準日において、平成20年度以降に完了した次に示す同種又は類似業務の実績を有す
ること。

参加希望者	同種業務	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西 日本高速道路株式会社における施工(調査等)管理業務 の実績 国道または自動車専用道路における発注者支援業務(工 事監督支援業務及び積算技術業務に限る)の実績
	類似業務	国道または自動車専用道路における発注者支援業務(工 事監督支援業務または積算技術業務に限る)、CM業務、 またはPFI事業技術アドバイザー業務の実績

(8) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす配置予定管理技術者を本件業務に配置でき
る者であること。

1)資格

次に示す資格を有すること。

配置予定管理技 術者	共通仕様書別紙-1の「管理員Ⅱ」又は「管理員Ⅲ」に対応する資格
---------------	---------------------------------

2) 業務経験

平成20年度以降に完了した次に示す同種又は類似業務の経験を有すること。

配置予定管理 技術者	同種業務	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社における施工（調査等）管理業務の実績 国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務及び積算技術業務に限る）の実績
	類似業務	国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務または積算技術業務に限る）、CM業務、またはPFI事業技術アドバイザー業務の実績